



中村太郎税理士事務所  
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

# NEWS LETTER

「年金の日」をご存じですか。国民一人ひとり、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、厚生労働省が2014年度から11月30日（いいみらい）を年金の日としたそうです。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

11

2019



令和2年分のマル扶はココに注意

今年も大幅な引上げとなる最低賃金

業種別の入・離職状況

間接業務でのクラウドサービス  
利用状況

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

# 令和2年分のマル扶はココに注意

所得税や住民税の改正に伴い、令和2年分からサラリーマンが提出する扶養控除等申告書（以下、マル扶）が変わります。どう変わるのか、確認しましょう。

令和2年分では、住民税に関する事項に「単身児童扶養者」欄が新設されました。また、見た目は変わりませんが、下表のとおり、要件が改正されています。改正の詳細は次ページをご参照ください。

| マル扶での記載区分等        | 所得控除名 | 変更内容                            |                 |
|-------------------|-------|---------------------------------|-----------------|
| A 源泉控除対象配偶者       | -     | ・「配偶者」の要件（合計所得金額）の改正            | 85万円以下 → 95万円以下 |
| B 控除対象扶養親族        | 扶養控除  | ・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正           | 38万円以下 → 48万円以下 |
| C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 | 障害者控除 | ・「扶養親族」と「同一生計配偶者」の要件（合計所得金額）の改正 | 38万円以下 → 48万円以下 |
|                   | 寡婦控除  | ・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正           | 38万円以下 → 48万円以下 |
|                   | 寡夫控除  | ・「生計を一にする子」の要件（総所得金額等）の改正       |                 |
|                   | 勤労学生  | ・申告者本人の要件（合計所得金額）の改正            | 65万円以下 → 75万円以下 |
| 16歳未満の扶養親族        | -     | ・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正           | 38万円以下 → 48万円以下 |

<令和2年分のマル扶> ※色をつけた箇所が改正の影響がある部分です。

### 令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

|   |                               |               |                |                |                                  |
|---|-------------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------------------------|
| 所轄税務署長等   | 給与の支払者の名称(氏名)                 | (フリガナ) あなたの氏名 | あなたの生年月日       | 明・大・期<br>年 月 日 |                                  |
| 税務署長  | 給与の支払者の法人(個人)番号               | あなたの個人番号      | 世帯主の氏名         |                |                                  |
| 市区町村長   | 給与の支払者の所在地(住所)                | あなたの住所又は居所    | あなたの続柄         | 配偶者の有無         |                                  |
| あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。 |                               |               |                |                |                                  |
| 主たる給与から控除を受ける   | 区分等                           | (フリガナ) 氏名     | 個人番号           | 住所又は居所         | 異動月日及び事由                         |
|   | A 源泉控除対象配偶者(注1)               |               | あなたの続柄 生年月日    | 円              | (令和2年分中に異動があった場合に記入してください。以下同じ。) |
|   | B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1.1以前生) |               | 明・大・期<br>年 月 日 | 円              |                                  |
|   |                               |               | 明・大・期<br>年 月 日 | 円              |                                  |
|   |                               |               | 明・大・期<br>年 月 日 | 円              |                                  |
| C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生   | 障害者                           | 本人            | 同一生計配偶者(注2)    | 扶養親族           | 寡婦                               |
| 左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてご注意」の8をお読みください。)   |                               |               |                |                |                                  |
| D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等   | 氏名                            | あなたの続柄        | 生年月日           | 住所又は居所         | 異動月日及び事由                         |
| ○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)      |                               |               |                |                |                                  |
| 16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)  | (フリガナ) 氏名                     | 個人番号          | あなたの続柄         | 生年月日           | 住所又は居所                           |
| 単身児童扶養者   | 該当する場合には左記にチェックを付けてください。      | 児童扶養手当証書の番号   | 生計を一にする児童の氏名   | あなたの住所又は居所     | 異動月日及び事由                         |

95万円以下

48万円以下

扶

給与の支払者等

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。

○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしき提出することができます。

○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてご注意」等をお読みください。

## 1. 所得税の改正の影響

### (1) 所得金額要件の改正

平成30年度税制改正により、所得税の基礎控除額が10万円引上げられました。この改正に伴い、各種所得控除等を適用するための所得金額要件の上限も10万円引上げられています。マル扶の記載に影響がある部分は、前ページにある表のとおりです。

### (2) 給与所得控除額、公的年金等控除額の改正

上記(1)のとおり、所得金額要件の上限が10万円引上げられたものの、所得金額を計算する上での収入が、給与等のみ又は公的年金等のみの場合は、実質これまでと変わりません。それは、給与所得又は雑所得の金額を計算する上での控除額が、改正により原則として10万円引下げられたからです。給与等又は公的年金等の収入のみとした場合の、収入金額に応じた所得金額は、右表のとおりです。

なお、1点注意しなければならないのが、寡婦（寡夫）控除における申告者本人の合計所得金額要件です。この要件に改正はありません。そのため、給与所得控除額の引下げのみ影響を受け、給与等の収入のみとした場合の収入の上限が6,888,889円から6,777,778円に下がります。

【給与等又は公的年金等の収入のみに対する所得金額】

| 給与等の収入金額   | 所得金額       |
|------------|------------|
| 1,030,000円 | 480,000円   |
| 1,500,000円 | 950,000円   |
| 6,777,778円 | 5,000,000円 |

| 年齢    | 公的年金等の収入金額 | 所得金額     |
|-------|------------|----------|
| 65歳未満 | 1,080,000円 | 480,000円 |
|       | 1,633,334円 | 950,000円 |
| 65歳以上 | 1,580,000円 | 480,000円 |
|       | 2,050,000円 | 950,000円 |

### (3) 所得金額調整控除の創設

源泉控除対象配偶者は、所得の見積額が900万円以下の申告者と生計を一にする一定の配偶者です。この900万円に変更はありませんが、収入が給与等のみであった場合は、改正により新設された『所得金額調整控除』の適用を受けるか否かによって、所得金額900万円に対する収入金額が右表のように異なります。

【所得金額900万円に対する給与等の収入金額】

| 所得金額調整控除 <sup>※</sup> の適用 | 受ける | 1,110万円 |
|---------------------------|-----|---------|
|                           |     | 受けない    |

(※) 所得金額調整控除の適用対象者  
その年の給与等の収入金額が850万円超の者で、次のいずれかに該当する者

- ① 申告者本人が特別障害者に該当する
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- ④ 特別障害者である扶養親族を有する

## 2. 住民税に関する事項

住民税に関する事項は、次の2点の改正によるものです。

|            |   |
|------------|---|
| 16歳未満の扶養親族 | 上記1.(1)の改正に紐付き、所得金額の要件は48万円以下に引上げ   |
| 単身児童扶養者    | 個人住民税の非課税措置の対象者に『単身児童扶養者 <sup>※</sup> 』が含まれた改正により、記載欄が新設<br>(※) 単身児童扶養者とは、児童扶養手当の受給者である一定の未婚（事実婚を除く）の父母 |

配偶者や子らがパートやアルバイト収入のみ、あるいは公的年金等のみであれば、実質変動はありません。なお、給与受給者にひとり親がいる場合は、単身児童扶養者の確認を案内しましょう。

# 今年も大幅な引上げとなる最低賃金

## ■ 最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、2019年度についても全都道府県の地域別最低賃金の改定額が決定しました。

## ■ 2019年度の地域別最低賃金と発効日

2019年度の地域別最低賃金と発効日は、下表の予定となっています。すべての都道府県で26円以上の引上げとなり、中でも東京都と神奈川県は、ついに1,000円台となりました。

パートタイマー・アルバイト等の時給者の賃金が、最低賃金を下回っていないかどうかを確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、確認するようにしましょう。

表 2019年度の地域別最低賃金（単位：円）

| 都道府県名 | 最低賃金時間額 |       | 引上額 | 発効年月日      | 都道府県名 | 最低賃金時間額 |     | 引上額 | 発効年月日      |
|-------|---------|-------|-----|------------|-------|---------|-----|-----|------------|
|       | 改定前     | 改定後   |     |            |       | 改定前     | 改定後 |     |            |
| 北海道   | 835     | 861   | 26  | 2019年10月3日 | 滋賀    | 839     | 866 | 27  | 2019年10月3日 |
| 青森    | 762     | 790   | 28  | 2019年10月4日 | 京都    | 882     | 909 | 27  | 2019年10月1日 |
| 岩手    | 762     | 790   | 28  | 2019年10月4日 | 大阪    | 936     | 964 | 28  | 2019年10月1日 |
| 宮城    | 798     | 824   | 26  | 2019年10月1日 | 兵庫    | 871     | 899 | 28  | 2019年10月1日 |
| 秋田    | 762     | 790   | 28  | 2019年10月3日 | 奈良    | 811     | 837 | 26  | 2019年10月5日 |
| 山形    | 763     | 790   | 27  | 2019年10月1日 | 和歌山   | 803     | 830 | 27  | 2019年10月1日 |
| 福島    | 772     | 798   | 26  | 2019年10月1日 | 鳥取    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月5日 |
| 茨城    | 822     | 849   | 27  | 2019年10月1日 | 島根    | 764     | 790 | 26  | 2019年10月1日 |
| 栃木    | 826     | 853   | 27  | 2019年10月1日 | 岡山    | 807     | 833 | 26  | 2019年10月2日 |
| 群馬    | 809     | 835   | 26  | 2019年10月6日 | 広島    | 844     | 871 | 27  | 2019年10月1日 |
| 埼玉    | 898     | 926   | 28  | 2019年10月1日 | 山口    | 802     | 829 | 27  | 2019年10月5日 |
| 千葉    | 895     | 923   | 28  | 2019年10月1日 | 徳島    | 766     | 793 | 27  | 2019年10月1日 |
| 東京    | 985     | 1,013 | 28  | 2019年10月1日 | 香川    | 792     | 818 | 26  | 2019年10月1日 |
| 神奈川   | 983     | 1,011 | 28  | 2019年10月1日 | 愛媛    | 764     | 790 | 26  | 2019年10月1日 |
| 新潟    | 803     | 830   | 27  | 2019年10月6日 | 高知    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月5日 |
| 富山    | 821     | 848   | 27  | 2019年10月1日 | 福岡    | 814     | 841 | 27  | 2019年10月1日 |
| 石川    | 806     | 832   | 26  | 2019年10月2日 | 佐賀    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月4日 |
| 福井    | 803     | 829   | 26  | 2019年10月4日 | 長崎    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月3日 |
| 山梨    | 810     | 837   | 27  | 2019年10月1日 | 熊本    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月1日 |
| 長野    | 821     | 848   | 27  | 2019年10月4日 | 大分    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月1日 |
| 岐阜    | 825     | 851   | 26  | 2019年10月1日 | 宮崎    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月4日 |
| 静岡    | 858     | 885   | 27  | 2019年10月4日 | 鹿児島   | 761     | 790 | 29  | 2019年10月3日 |
| 愛知    | 898     | 926   | 28  | 2019年10月1日 | 沖縄    | 762     | 790 | 28  | 2019年10月3日 |
| 三重    | 846     | 873   | 27  | 2019年10月1日 |       |         |     |     |            |

# 業種別の入・離職状況

採用難の状態が続いていますが、人材の移動はどのようになっているのでしょうか。ここでは今年8月に厚生労働省が発表した資料※から、業種別に2018年（平成30年）の入・離職率をみていきます。

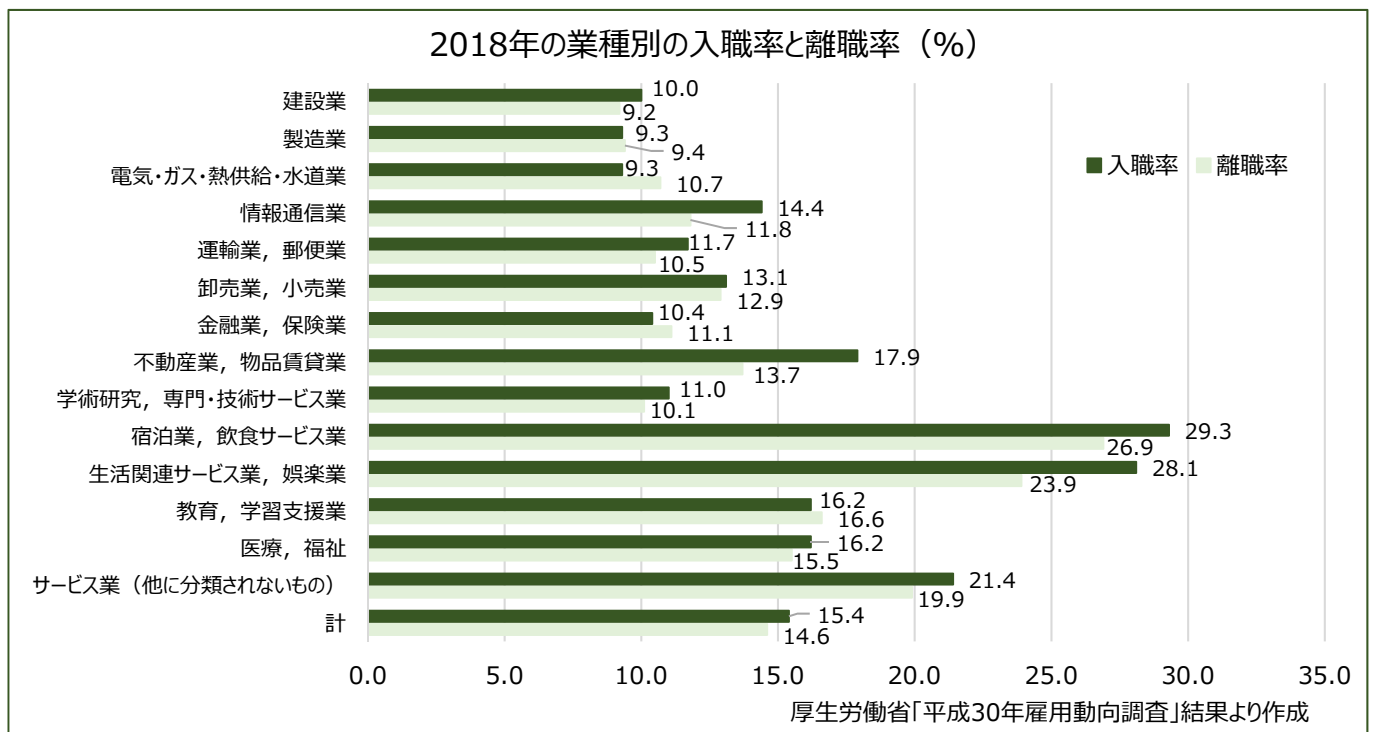
## ■ サービス業関連で高い入・離職率

上記調査結果から、業種別の入職率と離職率をまとめると下グラフのとおりです。業種計の入職率は15.4%、離職率は14.6%でした。業種別にみると、入職率では、宿泊業、飲食サービス業と生活関連サービス業、娯楽業などのサービス業関連が20%以上と高くなりました。一方で、製造業と電気・ガス・熱供給・水道業は10%未満と低くなりました。離職率は、入職率と同様にサービス業関連で高くなっています。低いのは建設業と製造業で、9%台となりました。

## ■ 入職超過率は4業種が離職超過に

入職超過率（入職率から離職率を引いたもの）は、業種計が0.8ポイント（15.4－14.6）で入職超過です。業種別では不動産業、物品賃貸業と生活関連サービス業、娯楽業が4.2ポイントで最も高くなりました。一方、製造業など4業種が離職超過の状態です。

採用が難しい状況では、既存従業員の定着率を高めることが重要です。賃上げはもちろん、賃金以外の部分でも満足度を高めるような取組が必要でしょう。



※厚生労働省「平成30年雇用動向調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約15,000事業所と、その事業所に入職した常用労働者と離職した常用労働者のうちから無作為に抽出した者を対象にした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450073&tstat=000001012468&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001012469&tclass2=000001063686&tclass3=000001063687&result\\_back=1&cycle\\_facet=tclass1%3Acycle](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450073&tstat=000001012468&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001012469&tclass2=000001063686&tclass3=000001063687&result_back=1&cycle_facet=tclass1%3Acycle)

# 間接業務でのクラウドサービス利用状況

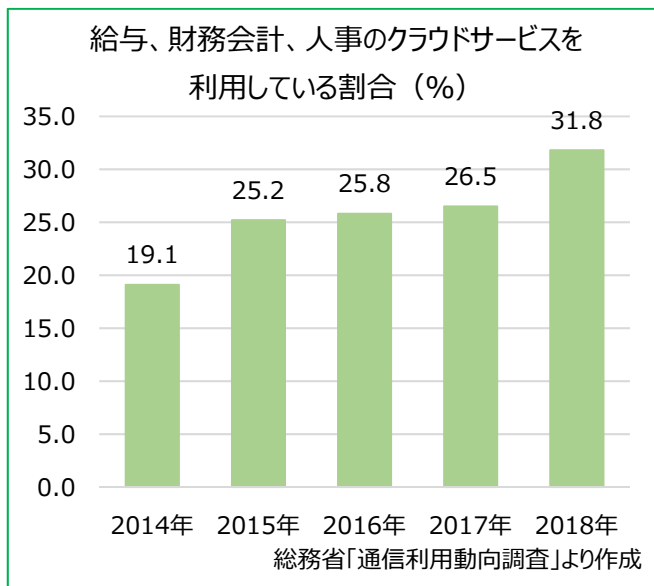
生産性向上のために、ITを導入する企業も少なくありません。ここでは近年利用が進んでいるクラウドサービスと、その中でも、いわゆる間接業務でのクラウドサービスの利用状況をみていきます。

## ■ 利用割合は60%に迫る

今年5月に総務省が発表した調査結果※などから、クラウドサービスを利用している企業の割合をみると、2014年（平成26年）時点では38.1%でした。その後、2017年に初めて50%を超え、2018年には58.3%と60%に迫る勢いとなりました。

## ■ 間接業務での利用状況

次にクラウドサービス利用企業のうち、間接業務（ここでは給与、財務会計、人事）でクラウドサービスを利用している企業の割合をまとめると、下グラフのとおりです。2015年に20%、2018年には30%を超えました。



## ■ 利用する理由は

次に2018年の結果から、間接業務にクラウドサービスを利用する理由別に利用割合をまとめると、下表のとおりです。

理由別の利用割合（複数回答、%）

|                           |      |
|---------------------------|------|
| システムベンダーに提案されたから          | 41.7 |
| 災害時のバックアップとして利用           | 41.3 |
| 安定運用、可用性が高くなるから（アベイラビリティ） | 39.6 |
| 資産、保守体制を社内に持つ必要がないから      | 39.3 |
| サービスの信頼性が高いから             | 38.0 |
| システムの拡張性が高いから（スケーラビリティ）   | 37.2 |
| システムの容量の変更などが迅速に対応できるから   | 36.9 |
| 既存システムよりもコストが安いから         | 33.6 |
| どこでもサービスを利用できるから          | 27.4 |
| その他                       | 28.5 |

総務省「平成30年通信利用動向調査」より作成

システムベンダーに提案されたから、災害時のバックアップとして利用する割合が高く、40%を超えました。

2018年の調査によると、クラウドサービス利用企業は利用していない企業に比べて労働生産性が高くなっています。様々な分野のクラウドサービスがありますので、まだ利用していない企業も、検討してみてもいいでしょうか。

※総務省「平成30年通信利用動向調査」

全国の常用雇用者数100人以上の企業や全国の一定の世帯を対象にした、毎年実施される調査です。クラウドサービスとは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するものです。データの詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05b2.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2019年11月  
お仕事備忘録

1. 年末調整の準備

2. 年末賞与の支払準備

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

4. パート等の年間収入チェック

5. 忘年会の準備

6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

4. パート等の年間収入チェック

パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうという、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。場所の確保や来賓の確認、乾杯の音頭、挨拶等の依頼、余興の準備、出席者数の確認など、段取りよくすすみましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検 . . . . . 消火器、非常口、非常階段、避難経路など  
非常時の対応方法見直し . . . . . 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。

# お仕事 カレンダー

2019.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。



| 日  | 曜日 | 六曜 | 項目   |
|----|----|----|--|
| 1  | 金  | 友引 | ●過重労働解消キャンペーン（～30日まで）<br>●労働保険適用促進月間（～30日まで）<br>●テレワーク月間（～30日まで）                                     |
| 2  | 土  | 先負 |  |
| 3  | 日  | 仏滅 | 文化の日   |
| 4  | 月  | 大安 | 振替休日   |
| 5  | 火  | 赤口 |  |
| 6  | 水  | 先勝 |  |
| 7  | 木  | 友引 |  |
| 8  | 金  | 先負 | 立冬   |
| 9  | 土  | 仏滅 | ●秋季全国火災予防運動（～15日まで）  |
| 10 | 日  | 大安 |  |
| 11 | 月  | 赤口 | ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分）   |
| 12 | 火  | 先勝 |  |
| 13 | 水  | 友引 |  |
| 14 | 木  | 先負 | ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）  |
| 15 | 金  | 仏滅 | ●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限  |
| 16 | 土  | 大安 |  |
| 17 | 日  | 赤口 |  |
| 18 | 月  | 先勝 |  |
| 19 | 火  | 友引 |  |
| 20 | 水  | 先負 |  |
| 21 | 木  | 仏滅 |  |
| 22 | 金  | 大安 | 小雪   |
| 23 | 土  | 赤口 | 勤労感謝の日   |
| 24 | 日  | 先勝 |  |
| 25 | 月  | 友引 |  |
| 26 | 火  | 先負 |  |
| 27 | 水  | 大安 |  |
| 28 | 木  | 赤口 |  |
| 29 | 金  | 先勝 |  |
| 30 | 土  | 友引 | ●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分）（12月2日期限）<br>●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）（12月2日期限）<br>●個人の事業税納付（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで |